



旧町名復活条例 (石川県金沢市)

資料提供：金沢市市民参画課

地名は貴重な資産

「地名は貴重な歴史遺産であり、文化遺産である」と言われますが、確かに歴史的事象や住民の暮らし、自然を映したのものなど、その地域のさまざまな状況が長い間に定着したものが地名になった場合が多いようです。

それが、1962年に施行された「住居表示に関する法律」によって、全国の主要都市の町名(地名)はある意味で画一化され、そのため、全国どこでもみられる町名が多くなりました。一丁目、二丁目…なども、その例です。

金沢市では、この地名・町名をまちづくりに活かすということから、歴史的文化資産として位置づけています。

住居表示に関する法律

家を探しやすくするなどの目的で、町名の区域を道路や河川など、恒久的なもので分けるなどで整備することを促した。全国一律に実施された。郵便配達の利便がよくなり、その時代なりの意義はあったと考えられる。アメリカ的合理的主義の考え方があったとみられる。しかし、当時から「歴史文化を失った」との根強い批判があった。

金沢市の旧町名復活

金沢市は、加賀藩祖前田利家が金沢城に入城してから約420年の間、一度も戦災にあわなかった日本でもめずらしい都市です。そのため、「藩政時代の地図で歩ける町」として、戦後まで藩政ゆかりの町名が残っていました。それが、住居表示の実施によって、その後20年間で327の町名が消滅しています(昔の町会は道路や河川で囲まれていないことが多かったからです)。

それでも、住居表示に反対し残ったものもあります。たとえば、十間町(町の幅が十間だったとか、家の数が十軒だった等の説あり)は今も残っています。上近江町・下近江町(近江商人が商売をはじめたとの説あり)、里見町、鱗町、水溜町、油車…等の町名も残りましたが、けっして多くはありませんでした。

その後、金沢市は旧町名の標柱設置事業(「歴史のまちしるべ標示事業」1979年)を行い、経済界、町会連合会等の復活推進の動きにあわせ、地元の旧町名復活の高まりを受け、主計(かずえ)町(1999年、大坂冬・夏の陣で名をあげた武将の名が由来)、下石引(しも

いしびき)町・飛梅(とびうめ)町(2000年)、木倉(きぐら)町・柿木畠(かきのきばたけ)(2003年)、また六枚(ろくまい)町(2004年)を復活させました。

旧町名復活条例

金沢市では、「金沢市旧町名復活の推進に関する条例」(平成16年4月1日より施行)が市議会で決議されました。

(条例の構成)

前文

第1章 総則

第2章 旧町名の復活

第3章 旧町名の復活の推進に対する支援等

第4章 旧町名の復活に伴う住民主体のまちづくり

第5章 金沢市旧町名復活審議会

第6章 雑則

その前文には次のようになっています。

(略)…(金沢は)歴史を刻み、人々の営みや、情景を映す多くの由緒ある町名を有していた。これらはかけがえのない貴重な歴史的文化的文化遺産であり、…(略)…町名の持つ意義を学び知ることによって、私たちの町と郷土への誇りと愛着を新たなものとし、…(略)…良好な地域社会の形成を図るうえで重要である。…(略)

つまり、「旧町名復活は郷愁ではない」と金沢市長が言っているように、コミュニティの崩壊が叫ばれ、地域の連帯感が急速に薄れている現在、旧町名に今の時代の役割・意義を見だし、旧町名がコミュニティのよりどころの一つになるのではないかと、この条例が制定されました。

「第1章 総則」には、次のようになっています。

(用語の意義)「旧町名の復活」とは、住居表示に関する法律の規定による住居表示の実施に伴い、町の名称が変更された区域について、その全部又は一部の町名を当該変更前の町名に変更することをいう。

また、「第2章 旧町名の復活」では、次のようになっています。

(旧町名の復活の要件)旧町名の復活は、関係する区域の住民の意思に基づき行うものとする。

旧町名復活の全国の動き

旧町名復活に関して、宮城県仙台市では、歴史的町名を道路の通称として使用しています。また、福島県会津若松市、岩手県盛岡市で地域振興の観点から議論されています。東京都でも、「汐留」(江戸時代の町名)の復活を求める声が寄せられています。2005年に誕生する富山県射水市では、「倉垣小杉」という古地名の復活が決定されています。